#### S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.209

2012.01,25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449, 6466

FAX +66-2-261-6419, 6379

Address: 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail:iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 地図

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp(担当:細田明子·矢守章子·井口文絵)

~事務所より~

本年もよろしくお願い申し上げます。

配信が諸事情により遅れましたことをお詫び致します。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを1月25日付けで更新しました。

(特許の他国審査での中間書類翻訳提出のお問い合わせについて)

最近、弊所以外の事務所からクライアントへの指示について、特許の対応他国審査についての中間書類全てを翻訳するように求められ、弊所に問い合わせが相次いでおります。

タイ法制度上では、最終審査結果の提出が義務規定ですので、登録公報などの最終審査結果は、審査官からの指示を待たないで提出しなければなりませんが、中間書類についての提出は、あくまで審査官からの指示が通常必要となります。そこで、弊所では、①オフィシャルアクションがあったのかどうか。 ②その内容はオフィシャルアクションの中に記載されているのかどうか。 を、再度代理人に対し、チェックしてもらうことをお勧めしております。

審査を急ぐあまり、最終審査結果が出ていないにも関わらず、全ての中間書類を翻訳して提出することは、費用面においても、審査判断においても出願人の期待に沿う結果が得られるものとは全く思いません。 是非、ご注意の程、お願い申し上げます。

(再送:PCT国内移行出願にかかる明細書のタイ語翻訳提出期限について)

弊所が掴んだ情報によりますと、他の法律事務所から「国内移行日に翻訳を提出せずに、提出期限を延長できる」旨の誤った情報がクライアントに流れている模様です。この方法は、国内移行日に明細書の主要部のみ(たとえばクレームだけ)を翻訳し、後日、補正書の形で、明細書の全翻訳を提出するというもので、出願人にとって、後日問題となる可能性が多々あり、全くお薦めできません。 ご注意の程、宜しくお願い申し上げます。 必ず規則通りに、国内移行日にタイ語翻訳提出をお願い致します。

#### ~編集者より~

年が明けたものの、まだまだ洪水の影響が残っている。 洪水被害を受けた工業団地は、復旧を本格化させているものの、移転予定の工場や閉鎖する工場も出てきている。 弊所クライアントの中にも、「洪水被害を直接受けなかったものの、洪水対策で莫大な費用を掛けながらも、サプライチェーンが復活していないために、通常の操業が未だにできないでいる。」といった話を伺った。恐らく被害が完全に復旧するまでには、マスメディアは4月頃を予想しているが、果たして予想どおりとなるのだろうか。

この1月、厳寒期の日本でクライアントと打ち合わせをして、つくづく感じるのは、日本の「洪水」のイメージと、タイの「洪水」のイメージは全く違うということを感じる。日本人の持つ「洪水」のイメージは、一時的に流れ去り、短期間に復旧するというもので、洪水流域規模や被害拡大の時間感覚が、タイとは全く違うということである。 ジワジワと寄せてくる水塊(日々変化し続ける被害流域)、そしてその規模の大きなことと言えば、日本人の想像をはるかに超えるものである。 弊所も仕事には直接被害は及ばなかったものの、所員の住居への被害そして、その家族や親戚の住居被害などを含めると、なかなか復旧はしていない状況である。 幸いなことに、洪水被害を受けた7工業団地以外の工業団地(約40ヶ所)は、被害を受けておらず、その立地環境の良さから、さらに投資が増加している模様である。また、洪水による失業者の反政府活動などは全く聞かれない。実に穏やかな国民性である。 この1月に入って洪水被害の視察出張などが相次いで日本から来ている。東南アジアの中での投資条件の優位性を確保しつつ、速やかな復旧を望みたいものである。

さて、話は変わるが、この1月から特許ライセンス契約の政府登録義務について調べている。タイ特許法第41条では、「第41条 第38条に基づく特許権の実施の許諾及び特許権の譲渡は文書により行い、又省令に定める規則、手続き及び条件により担当官に対して登録しなければならない。」とあり、政府登録の義務を規定している。 この義務を違反しても現在は何も不利益は権利者には発生しないでいる。

しかしながら、第55条第2項には局長権限で、第41条違反に対し、特許権の無効請求を特許委員会(日本の審判に相当)に対し、局長は請求できるとしている。

「第55条 局長は次の場合、委員会に特許権を取り消すよう請求することができる。

- (1) \*\*\*\*(省略) \*\*\*\*\*
- (2)第41条に違反して特許権者が他人に使用を許諾したとき

委員会に対して特許権の取り消しを申請する前に、局長は事実を調査し、さらに特許権者又は使用権者に対し、自らの理由に関する陳述書を提出するよう通知しなければならない。前述の陳述は通知を受けた日から60日以内に行わなければならない。局長は何人に対しても、証言のために出頭させ、又は追加の文献あるいは物品を提出させることができる。

局長が事実を調査し、特許権を取り消すことが適当であると認めたとき、特許権を取り消すため 委員会に対し調査の結果を報告しなければならない。」

ライセンス契約を無効とするのではなく、特許権そのものを無効とするのは、かなりな権限である。 今まで、このような権限を行使したことはないと言うものの、極めて強い権限を政府に与えている のである。

実際このような特許ライセンス登録を日本企業が行った例は極めて数少ない。それは、特許ライセンス契約を実際に行っている企業が少ないという証左である。つまり、合弁契約、技術支援契約などと包括的に称され、その中には、特許ライセンスの記述が無いというのが現状である。 親企業と子企業との契約は、さらに大雑把かつ包括的となっているのである。 外国企業と現地企業との合弁契約の場合においても、特許ライセンス契約のような条項は含まれていない。実際に、どこに特許技術があるのかが分からないままに、契約を行い、技術移転を行っているのである。 技術を受け入れる側が、「どの技術が特許で保護されているのか。が全く分からない」という声(不満)もあるインタビューの中で現地企業が話してくれた。

日本国内の知的財産分野専門家の声は「アジアでの技術流出を懸念している」と聞く。しかしながら、このような現地の状況では、「特許」は、「技術流出の歯止め」とはならず、ますます「流出」を促進する方向に作用しているのではなかろうか。 このタイの状況は、ベトナムやマレーシアでも同様な状況であろう。 政府登録義務というのはタイ特有であるが、他の東南アジア各国での政府の特許ライセンスについての取り扱い(任意登録で税制優遇策などで登録へ誘導するのが主)詳細が気になる。

タイの知的財産裁判所で、最近、特許ライセンス契約登録がなされなかったために、ライセンス契約が無効であるという判決が出てきている。 今後、日本企業を含む外国企業が、どのように技術移転を各国法制に合った形で進めていくか、技術移転と特許そして技術流出と技術開発との関係をどう見直すのか、洪水を乗り越えた今、大きな課題がのしかかってきているように思える。

# ~海賊版との賢い戦い方~

デジタル配信の発達に伴い、音楽、映画、書籍、ビデオゲームに至るすべての文化的商品は入手が容易になった。残念ながら新しいテクノロジーによって違法商品の方が入手がしやすい。消費者は入手困難な合法品か入手容易な違法品かの選択を常に迫られている。

しかしノルウェーの著作権機構の年次調査によると、デジタルミュージックの違法コピーが劇的に減少した。2008年の違法コピー数は 22,300件だったが、2009年には 13,500件に減った。2010年にはさらに減少した。この現象には、次の3点が注目されるべきである。1. 正規品の購入が同

じスピードで増加していないこと。2. この傾向は他商品産業(フィルム、ラジオ、テレビ)では見られないこと。3. 何ら新しい規則が試行されたわけではないこと。では、ノルウェーミュージック市場で何が変わったのか。合法的な音楽配信の入手がより容易になったのだ。

スウェーデンの音楽配信会社 Spotify は、2008 年 10 月にサービスを開始した。無料会員と有料会員の 2 種類のサービスを用意した。最初は多くの消費者が無料会員を希望したが、次第にゆっくりとだが確実に有料会員を希望する人が増えてきた。

(2011年1月6日 シンガポールストレイトタイムス)

## ~タイで違法映画DVDに対抗LIT企業が参画~

ITハードウェア製造業の SNA Technology がエンターテインメント業界や地方プロダクションと手を組み、SNA smart box を使用した SNA@Home Video Rental サービスを開始する。

これら映画は、文化省、商務省知的財産局、タイエンターテインメント産業協会、ソフトウェア産業振興機構の支援を受けている。

smart box とオンラインビデオレンタルサービスが来月から正式に開始されると、消費者はアンドロイドオペレイティングシステムを通し、最高 300 点までのドラマ、映画、ミュージックビデオ、ショートフィルムをダウンロードすることができる。 消費者が好きなものだけ選び 1プログラムにつき 10 - 30 バーツを支払うことを選択することも可能だ。

(2011年12月22日 タイネーション)

# ~タイのプーケットで 1500 万バーツ(4000 万円)相当押収~

税関は、プーケットで海運会社から 1500 万バーツ相当の違法商品を押収した。その多くは密輸された衣料やアクセサリー、めがね、スーツケースだった。中には Ducati や BMW ブランド名を付した一輪車 2 台が含まれており、更なる捜査を行って密売買の違法商品の解明に乗り出す。

(2011年12月27日 バンコクポスト)

# ~タイのサハグループ、発電所と麺製造工場をミャンマーで設立計画~

サハグループの会長 Boonsithi Chokwatana 氏と、ママーインスタントヌードルの製造会社 Thai President Foods の最高経営責任者 Pipat Paniangvait 氏は、今週ミャンマーを訪れ、バイオガス発電所とインスタントヌードル製造工場設立の可能性を探る。

Boonsithi氏とPipat氏はヤンゴンとマンダレーの両方で彼らの施設を建設する土地を探す。バイオガス発電所はサハグループの子会社 Sahacogen により運営され、電気を作ってミャンマー政府に売るという。

(2012年1月4日 タイネーション)

#### ~タイのフラットクローントムビルを捜索~

2012 年 1 月 6 日、商務省副大臣のシリワット カジョンプラサート氏と知的財産局副局長のソムサック パニッチャヤクン氏、警察中将ウィナイ トーンソーン氏、警察少将ウォーラサック ノッパシティポン氏、副司令官ナパット ジュンラブッチャバ氏、プラップラーチャイ警察署職員、都市警察司令部知的財産侵害取締り係り官、そして知的財産局職員は、知的財産裁判所の捜索令状番号kho.1/2555 を持って、フラットクローントムビルの捜索を行った。ビルの内部 2 部屋、612 号室と

606 号室から証拠品が見つかった。著作物侵害のDVD, 楽曲CD, 国内外の映画など 16,000 点以上、ルイヴィトン、グッチ、シャネルなどの商標偽造時計約 20,000 点など。そして被疑者 4 人を逮捕した。被害総額は合計約 700 万バーツ。バンコクフラットクローントムビルにて。

(2012年1月6日 DIPウェブサイト)

## ~Apple の焦土作戦は特許の価値を傷つける~

Apple 社の共同創始者、Steve Jobs 氏は、アンドロイドオペレイティングシステムの製造者と技術を共有する契約をするくらいなら、Google と水素爆弾戦争をするほうを選ぶ、と伝記作家に語った。

10 月 5 日、Jobs 氏が亡くなる 18 ヶ月前、Apple 社はアンドロイド使用者である 3 大企業である HTC、Samsung Electronics、Motorola Mobility を相手に、Apple の技術を盗んだと訴えを起こし、裁判所にその使用停止を求めた。

「これから裁判所の裁定が始まるが、Apple 社が持っている特許の価値を最大限に活用できるときが来たのかもしれない。」と語るのは知的財産のコンサルティング事務所を経営する Kevin Rivette 氏だ。「焦土作戦はよくない。自分たちの特許の価値を最大限に活用できないからだ。人々は抜け道を探し方法を見つけるだろう。特許を盾にライバルを市場から締め出すのは、流れに岩を置くようなものだ。」とアンドロイドの権利保有者を顧客に持つ Kevin 氏は言う。

10 月にオーストラリアの裁判所は Samsung の Galaxy 10.1tablet の販売停止を命じ、US International Trade Commissionも一定のHTC部品販売における輸入停止を検討することに同意した。

その流れが変わってきた。12月22日にオーストラリアの高等裁判所が原判決を覆したのだ。HT Cは Apple 社の持つ一つの特許にしか違反をしていない。それはいわゆるデータ検出にかかる特許で、ワンタッチで電話やメール送信ができる特徴を持っている。HTCはその特徴を持たせることを諦める決意をした。

International Business Machines 、Microsoft の知的財産部門の前責任者だった Marshall Phelps1 氏は、「法の歴史は Apple 社に味方しない。誰しも特許の市場から競争者を遠ざけておくことなどできない。なぜならソフトウェアは常に変化し、侵害とならない代替品が現れるからだ。」と語った。

多くの Apple 社の特許は、画期的な技術というよりは、部品の外観や感触、機械の使用の特別な方法といったものである。

(2012年1月9日 タイネーション)

#### ~タイのジャスミン香り米をGI登録に~

タイは、ジャスミン香り米がEUの地理的表示保護(PGI)対象になるための努力を強化する方針だ。それは、昨年EUからその登録を拒絶され、ジャスミン香り米は一般名称であり、タイによる使用は認められないと断定されたことに由来する。

(2012年1月9日 タイネーション)

~タイの地理的表示商品トュンクラーローンハイジャスミン香り米の検査管理システム認証プロジェクト説明会~

知的財産局のパッチマー タナサンティ局長は、地理的表示商品トュンクラーローンハイジャスミン香り米の検査管理システム認証プロジェクト説明会の議長を務め、説明会参加者に、地理的表示商品(GI)トュンクラーローンハイジャスミン香り米の証明書(Certificate of conformity)の授与を行った。目的は、地理的表示商品の「トュンクラーローンハイジャスミン香り米」が世界的な水準に則った検査を受け、また過去にさかのぼって検査が可能なシステムとなる点を強調するためだ。2011年12月27日にスリン県トーンターリンホテル2階ラタナサヤーム会議室にて行われた。

(2012年1月9日 DIPウェブサイト)

### ~タイの種子への高まる要望~

昨年の広範囲にわたる洪水の影響で、苗木への要望が高まり、CPグループの苗木ビジネスは上向きとなり、米の苗木に加え、ゴムやオイルやしの苗木の今年の売り上げは、10%上昇して 25 億 バーツとなる見通しだ。洪水は、米栽培地である20 県以上の田 1000 万ライ近くに損害を与えたので、時期作物の栽培に使用する種子が欠乏している。

(2012年1月9日 バンコクポスト)

## ~東南アジアでアジアギフト産業連盟計画~

デザイン開発のみならず世界を舞台に競争力と交渉力を強化するため、アジアギフト産業界連盟の結成が計画されている。

主導権を握る主要三カ国、マレーシア、シンガポール、タイの間では 2010 年に合意がなされ、その後インドネシアも加わり、今年中に結成される見通しだ。合計 6 カ国が連盟のロゴをアジアのシンボルとして使用することが期待されている。

(2012年1月10日 タイネーション)

# ~タイのインラック首相、30 バーツ政策で実現可能性調査を約束~

インラック首相は、国民健康管理(ゴールドカード)政策を管理する National Health Security Office(NHSO)理事会が、30 バーツ政策の実現可能性調査を行うと述べた。保険省の Witthaya Buranasiri 大臣は、国民健康管理政策に代わり、3-6 ヶ月以内に 30 バーツ政策を復活させたいと述べている。

現在、国には3つの健康管理政策が取られている。

- 1. 公務員医療政策 文官公務員とその家族で500万人加盟
- 2. 社会保険政策 民間企業の従業員 900 万人加盟、雇用主と政府も負担
- 3. ゴールドカード政策 4800 万人加盟

(2012年1月10日 バンコクポスト)

## ~タイの政府独立機関NIAはイノベイティブビジネス賞受賞者を発表~

The National Innovation Agency は「2011 年イノベイティブビジネス賞トップ 10」を発表した。生産性とイノベーションを高める新しい技術を使った製品開発をする地方ビジネスの振興支援のために行われた。

受賞者は、NIAの支援によって設立された 680 プロジェクトの中から選ばれた。NIAによる支援 の総額は 6 億 4000 万バーツで、投資価値は 120 億バーツ以上に相当する。 受賞したイノベーションは、燃えにくい蚊帳、ジャスミン米製のパウダー、可動式焼却炉、豆腐シートの豆乳 Tofusan、無人航空機、などである。

(2012年1月11日 タイネーション)

# ~タイ政府に日本政府は「自動車人材協会」設立を約束~

日本は、JTEPAのもと 3000cc 自動車が輸入税ゼロとなるのと引き換に、タイに自動車人材開発協会の設立を約束した、と工業省大臣 Charnnukul 氏は述べた。

日本の経済産業省大臣、枝野幸男氏は、Wannarat 氏との会談において、日本はタイ政府に洪水予防と昨年の大洪水で被害を受けた外国企業への救援を急ぐよう要望したと語った。

昨日、枝野氏、駐タイ日本大使の小島誠二氏、JETRO理事長の石毛博行氏、JETROバンコク 代表のSetsuo Iuchi 氏、Masakazu Kubota 氏、経団連の専務取締役がWannarat 氏と会談を行い、 洪水予防システムの最新情報や外国投資家への支援と経済協力について話し合った。

(2012年1月11日 タイネーション)

## ~タイのハーブで医薬品輸入を減少を予想~

「現在年間 600-700 億バーツをかけている医薬品の輸入を減少させるため、政府はタイのハーブを支援すべきだ。」と語るのはタイ医薬品産業連盟(Federation of Thai Industries' Pharmaceutical Industry Club)の名誉会長、Chernporn Tengamnuay氏だ。FTI副会長でもある氏は更に「もしわが国のハーブ産業を開発できたら、化学薬品の輸入量を減らす他、ハーブ栽培でタイ人の雇用も生み出す。」と述べた。

国内の薬品市場は 1,000 億バーツで、そのうち 600-700 億バーツが輸入品である。しかし量でいえば売られている医薬品の 70-80%はタイ国内で製造されたものだ。

タイ医薬品の原材料の 90%以上は輸入された化学薬品であり、近代薬品としてハーブと組み合わせて用いられている。

(2012年1月13日 バンコクポスト)

## ~タイ政府が米国政府に優先監視リスト削除を要請~

商務省と保険省の役人は来月合衆国を訪れ、IPR保護の優先監視リストからタイを削除するよう説得する予定だ。タイはこのリストに 2007 年から載っている。商務省のシリワット副大臣率いる一行は、4月に行われる貿易評価報告を前に、2月13-18日の間、合衆国を訪問する。

知的財産局のパッチマー局長は、5 年以上にわたりタイがIPR保護と国民の意識啓蒙に多大なる努力をしたこと、貿易のレベルが向上したことが評価されるべきと訴えるつもりと述べた。

(2012年1月13日 タイネーション)

## ~タイ企業のSCG、R&Dに焦点を~

サイアムセメントグループは、石油化学産業の底上げを図るため、より技術革新された製品の提供を目指し、今年の研究開発について20億バーツの予算を組んだ。

「この予算はテクノロジーの獲得費用も含んでいる。R&Dは我々の内部からと我々のパートナーから生まれるものだ」と語るのはSCG会長の Kan Trakulhoon 氏だ。Kan 氏は、技術の獲得、特にアメリカ合衆国においてその大きな可能性に明るい見通しを立てている。Imperial College

London やマサチューセッツ工科大学を含む、外国の大学との協力関係もある。会社は、高付加価値製品(HVA)の予算を、昨年の30%から2015年までに50%に上げることを目標にしている。今年の見通しは、35-36%の上昇である。

(2012年1月18日 タイネーション)

## ~タイ知的財産局の再編成~

内閣改造ニュースによると、商務省の Siriwat Kajornprasart 副大臣は、その成果の少なさから役職を追われるのではと見られている。知的財産局を公共団体に再編成するべく支援しているが、局高官と製薬会社との癒着が非難を受けている。

裁判沙汰になっているのは、Touch Wood Forestry Co.,Ltd が Agarwood Siam Co.,Ltd の出願した特許の取り消しを求め特許委員会に申し立てをした件だ。この特許の登録の経緯は、最初の審査官は新規性の欠如を理由に拒絶したが、2番目の審査官、Mr.Weerasak Maiwattana は登録査定とした。裁判所の判定では、DIPの役人が民間会社と利害関係にある点を指摘した。局は未だにこの件を捜査する委員会を結成していない。

もうひとつの問題は、特許委員会だ。民間グループから新委員選定の過程に加わりたいとの要望が出ている。特に薬剤専門家は2003年から交代されていない。

もし Siriwat 氏がDIPを公共団体にすることなく再編成ができるなら、我々の税金に大きな負担をかけることなく国に利益をもたらすことだろう。

(2012年1月18日 タイコムチャットルック)

# ~タイの輸出品に新しいロゴ、"Thailand Trust Mark"~

商務省の国際貿易推進局は、タイ製品の品質保証を、古いロゴ"Thailand Brand"から"Thailand Trust Mark"(TTM)へと変更した。

(2012年1月19日 タイネーション)

# ~タイの著作権侵害品と砂糖を押収~

1月8日9:30、アランヤプラテート税関は国内に入ろうとした大量の著作権侵害品を押収した。 同日14:00-16:00には、砂糖2ケースが押収された。

(2012年1月20日 税関ウェブサイト)